

継続して事業を営んでいる企業にあつては、使用資産として建物、器具備品、機械装置等の各種の資産を有しており、これらの資産については、各事業年度において、これらの資産の費用化のための会計処理として、減価償却が行われます。これらの資産の減価償却の計算にあつては、それぞれの資産の耐用年数を基礎として、その年数に応じた償却率によつて行うこととなります。この耐用年数は、それぞれの資産の使用条件、構造、材質等によつて差があり、また技術進歩の影響等の種々の陳腐化要素により変化しますので、一律ではありませんが、所得税、法人税の課税所得の計算にあつては、その償却限度額は財務省令で定められている耐用年数に応じた償却率によることとされており、特別に短縮を必要とする事実がある場合には、別途、個別承認によつて救済される制度となっています。この場合、法定耐用年数は、それぞれの減価償却資産について、たとえば、建物では構造、用途等によつて区分して定められる等、ある程度分類され、それぞれの個別の事情ができるだけ加味されて定められています。あらゆる資産について、細部にわたる要件のすべてを加味して、その耐用年数を定めるということには実務上にも問題があり、現行のような耐用年数表の構成となっています。

しかし、一方では、現行の耐用年数表はある部分では専門的にすぎ、適用にあつてその判断が難しいという意見もありますので、本書においては、なるべくわかりやすく、使いやすいものという方針で、解説を加えてまとめました。

また、減価償却の特例として、租税特別措置法において各種の特別償却等が規定されていますが、そのうち適用が一般的であると考えられる中小企業投資促進税制、地方拠点強化税制、中小企業経営強化税制、カーボン

ニュートラルに向けた投資促進税制、特定船舶の特別償却、特定事業継続力強化設備等の特別償却、環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却、生産方式革新事業活動用資産等の特別償却及び医療用機器等の特別償却についても解説を加えて収録しました。

本書が、減価償却を行うにあたって、いくらかでもお役に立つことができれば、編者にとって望外の喜びとする次第です。

令和七年八月

編者しるす

目次

減価償却資産の耐用年数等に関する省令……………(12)

耐用年数表の部

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表……………	(34)
別表第二 機械及び装置の耐用年数表……………	(47)
別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表……………	(50)
別表第四 生物の耐用年数表……………	(51)
別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表……………	(53)
別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表……………	(53)
別表第七 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表……………	(54)
別表第八 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表……………	(57)
別表第九 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表……………	(59)
別表第十 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表……………	(62)
別表第十一 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表……………	(64)

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う漁業権の耐用年数の経過措置に関する省令……………(65)

使用方の部

第一章 概 説……………(68)

一 減価償却……………(68)
二 減価償却と耐用年数……………(68)
三 減価償却資産……………(69)
四 耐用年数表のあらまし……………(70)

第二章 共通事項……………(70)

一 二以上の用途に共用されている資産……………(70)
二 資本的支出後の耐用年数……………(71)
三 貸与資産の耐用年数……………(71)
四 業用のもの等の意義……………(71)
五 前掲の区分によらないものの意義……………(71)

第三章 建物の耐用年数……………(72)

一 二以上の用途に使用される建物……………(72)
二 建物の内部造作……………(72)
三 店舗用建物……………(73)
四 特殊の用途の建物……………(73)
五 工場建物……………(74)
六 その他……………(75)

第四章 建物附属設備の耐用年数……………(76)

一 建物本体から区分することが困難な
附属設備……………(76)
二 電気設備……………(76)
三 給排水設備……………(77)
四 衛生設備……………(77)
五 ガス設備……………(77)

六	冷暖房設備	77
七	ボイラー設備	77
八	格納式避難設備	77
九	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	78
第五章 構築物の耐用年数		
一	機械装置との区分	79
二	鉄道軌道用の構築物	79
三	発電用又は送電用の構築物	79
四	放送用のもの	79
五	農林業用のもの	80
六	広告用のもの	80
七	野球場、陸上競技場、ゴルフコース等の 土工施設	80
八	学校用の施設	80
九	緑化施設	80
十	庭園	81
十一	道路	81
十二	飼育場	81
十三	爆発物用防壁	81
十四	防油堤	82
十五	放射線を直接受けるもの	82
十六	塩素等著しい腐食性を有するガスの 影響を受けるもの	82
十七	打込み井戸	82
十八	地盤沈下に係る設備・工事	82
十九	店用簡易装備	78
二十	可動間仕切り	78
二十一	その他	78

第六章 船舶の耐用年数

一	船舶搭載機器	83
二	二以上の漁業に共用する船舶	83
三	L・P・Gタンカー	83
四	しゅんせつ船及び砂利採取船	84
五	サルベージ船等の作業船、かき船等	84

第七章 航空機の耐用年数……………(84)

第八章 車両及び運搬具の耐用年数……………(84)

- 一 車両に搭載する機器……………(84)
- 二 鉄道用又は軌道用車両……………(84)
- 三 特殊自動車……………(85)
- 四 運送事業用の車両及び運搬具……………(85)
- 五 貸自動車業用の車両……………(85)
- 六 貨物自動車と乗用自動車との区分……………(85)
- 七 乗合自動車……………(85)
- 八 報道通信用のもの……………(85)
- 九 電気自動車……………(86)

第九章 工具の耐用年数……………(86)

- 一 測定工具及び検査工具……………(86)
- 二 治具及び取付工具……………(86)
- 三 ロール……………(86)
- 四 金属製柱及びカッペ……………(86)

第十章 器具及び備品の耐用年数……………(87)

- 一 主として金属製のもの……………(87)
- 二 接客業用のもの……………(87)
- 三 冷房用機器……………(87)
- 四 電子計算機……………(88)
- 五 事務機器……………(88)
- 六 テレビジョン共同聴視用装置……………(88)
- 七 ネオンサイン……………(88)
- 八 染色見本……………(88)
- 九 金庫……………(88)
- 十 医療機器……………(88)
- 十一 自動遊具……………(89)
- 十二 貸衣装……………(89)
- 十三 生物……………(89)
- 十四 天幕等……………(89)
- 十五 自動販売機……………(89)
- 十六 旅館、ホテル業における客室冷蔵庫……………(89)
- 十七 自動管理機器……………(90)
- 十八 無人駐車管理装置……………(90)

第十一章 機械及び装置の耐用年数……………(90)

- 一 設備の種類の評定……………(90)
 - 二 プレス及びクレーンの基礎……………(91)
 - 三 鋳業用の軌条、まくら木等……………(91)
 - 四 総合工事業以外の工事業用設備……………(91)
 - 五 鉄道業以外の自動改札装置……………(92)
 - 六 その他の小売業用設備……………(92)
 - 七 ホテル内のレストラン等のちゆう房設備……………(92)
 - 八 持ち帰り・配達飲食サービス業用のちゆう房設備……………(92)
 - 九 その他のサービス業用設備……………(92)
 - 十 道路旅客運送業用設備……………(92)
 - 十一 電光文字設備等……………(92)
- 経過的取扱：新旧資産区分の対照表
(平成二十年十二月二十六日課法二一四)……………(92)

第十二章 無形減価償却資産の耐用年数……………(124)

- 一 専用側線利用権……………(125)
- 二 鉄道軌道連絡通行施設利用権……………(125)
- 三 電気ガス供給施設利用権……………(125)
- 四 水道施設利用権……………(125)
- 五 工業用水道施設利用権……………(125)
- 六 電気通信施設利用権……………(125)

第十三章 生物の耐用年数……………(126)

第十四章 公害防止用減価償却資産の耐用年数……………(127)

第十五章 開発研究用減価償却資産の耐用年数……………(128)

第十六章 中古資産の耐用年数の見積り……………(129)

- 一 中古資産の耐用年数の見積りの簡便法……………(129)
- 二 中古の総合償却資産の耐用年数……………(130)

第十七章 耐用年数の短縮……………(134)

第十八章 少額資産の特例……………(142)

- 一 少額減価償却資産の即時損金算入……………(142)
- 二 一括償却資産の損金算入の特例……………(143)
- 三 中小企業者等の少額減価償却資産の取得
価額の損金算入の特例……………(147)

第十九章 償却計算……………(148)

- 一 取得価額……………(148)
- 二 残存価額……………(150)
- 三 償却方法の種類……………(151)
- 四 償却方法の選択……………(177)
- 五 償却方法の変更……………(181)
- 六 償却限度額……………(184)

第二十章 組織再編成における減価償却の取扱い……………(186)

- 一 組織再編成による減価償却資産の取扱い……………(186)
- 二 組織再編成による一括償却資産の取扱い……………(188)

特別償却制度の部

第一 特別償却制度の概要……………(192)

第二 特別償却の計算……………(193)

- 一 直接減額方式……………(193)
- 二 準備金方式……………(194)
- 三 特別償却不足額……………(195)

第三 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）……………（197）

- 一 制度の概要……………（197）
- 二 適用対象法人……………（197）
- 三 特定機械装置等の範囲……………（199）
- 四 対象事業（指定事業）の範囲……………（200）
- 五 特別償却を選択した場合……………（200）
- 六 税額控除を選択した場合……………（200）
- 七 他の特別償却等との重複適用の排除……………（201）
- 八 申告要件……………（201）
- 九 告 示……………（201）

第四 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（地方拠点強化税制）……………（203）

- 一 制度の概要……………（203）
- 二 適用対象法人……………（203）
- 三 適用対象区域……………（203）
- 四 特定建物等の範囲……………（204）
- 五 取得及び供用に関する要件……………（204）
- 六 特別償却を選択した場合……………（205）
- 七 税額控除を選択した場合……………（205）
- 八 他の特別償却等との重複適用の排除……………（205）
- 九 申告要件……………（205）

第五 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業経営強化税制）……………（206）

- 一 制度の概要……………（206）
- 二 適用対象法人……………（206）
- 三 適用対象資産……………（206）
- 四 対象事業の範囲……………（211）
- 五 特別償却を選択した場合……………（211）
- 六 税額控除を選択した場合……………（212）
- 七 他の特別償却等との重複適用の排除……………（212）
- 八 申告要件……………（213）
- 九 告 示……………（213）

環境負荷低減事業活動用資産に係る措置……………(261)

一 制度の概要……………(261)
二 適用対象法人……………(261)
三 適用対象資産……………(261)
四 対象事業……………(262)
五 特別償却限度額……………(262)
六 他の特別償却制度との重複適用の排除……………(262)
七 申告要件……………(263)
八 告 示……………(263)

基盤確立事業用資産に係る措置……………(264)

一 制度の概要……………(264)
二 適用対象法人……………(264)
三 適用対象資産……………(265)
四 対象事業……………(265)
五 特別償却限度額……………(265)
六 他の特別償却制度との重複適用の排除……………(265)
七 申告要件……………(266)
八 告 示……………(266)

第十 生産方式革新事業活動用資産等の特別償却……………(267)

一 制度の概要……………(267)
二 適用対象法人……………(267)
三 適用対象資産……………(268)
四 対象事業……………(268)
五 特別償却限度額……………(268)
六 他の特別償却制度との重複適用の排除……………(269)
七 申告要件……………(269)
八 告 示……………(269)

第十一 医療用機器等の特別償却……………(271)

一 制度の概要……………(271)
二 適用対象法人……………(271)
三 対象資産……………(272)
四 他の特別措置との関係……………(285)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

大蔵省令第十五号

所得税法施行令第二百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年三月三十一日

大蔵大臣 田中 角栄

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

（一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権を除く。次項第三号において同じ。）を含む。以下同じ。）、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権、坑道、公共施設等運営権、樹木採取権及び漁港水面施設運営権以外のもの）の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

- 一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号、第二条及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる

資産（坑道を除く。）別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）

二 所得税法施行令第六条第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）

三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権、公共施設等運営権、樹木採取権及び漁港水面施設運営権を除く。） 別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）

四 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産 別表第四（生物の耐用年数表）

2 鉱業権、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権、坑道、公共施設等運営権、樹木採取権及び漁港水面施設運営権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める年数とする。

一 採掘権 当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 石油又は可燃性天然ガスに係る試掘権及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権 六年

ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年

三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一

号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

五 公共施設等運営権 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公表された当該公共施設等運営権の同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第二項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

七 漁港水面施設運営権 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第四十二条（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十二条第二項第三号（漁港水面施設運営権の設定の時期等）に掲げる存続期間（漁港水面施設運営権について同法第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出する金額につき次に掲げる規定により新たに取得したものとされる漁港水面施設運営権にあつては、当該更新がされたときに同令第四十七条（漁港水面施設運営権の

存続期間の更新に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の同条の存続期間）の年数

イ 所得税法施行令第百二十七条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

ロ 法人税法施行令第百五十五条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

3 前項第五号から第七号までに定める年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等と同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。）

二 申請に係る採掘権等（第二項第一号、第三号又は第四号に掲げ

る資産をいう。以下この条において同じ。)に係る鉱区その他これに準ずる区域(次号において「鉱区等」という。)の所在地

三 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定数量、最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数

四 認定を受けようとする年数

五 その他参考となるべき事項

5 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。

6 税務署長は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定をした後、その認定に係る年数により、その認定に係る採掘権等の所得税法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定による償却費の額(第八項において「償却費の額」という。)
又は法人税法第三十一条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定による償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第八項において「償却限度額」という。)の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その年数を変更することができる。

7 税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る個人又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8 第六項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の所得税法第二編第二章第二節第一款(所得の種類及び各種所得の金額)に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費

の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理(汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。)
又はばい煙処理(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項若しくは第七項(定義等)に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項(事故時の措置)に規定する特定物質(ばい煙を除く。))の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。)
の用に供されている減価償却資産で別表第五(公害防止用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表

二 開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)
の用に供されている減価償却資産で別表第六(開発研究用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表

(中古資産の耐用年数等)

第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。)の取得(法人税法第十二条第八(定義)に規定す

耐用年数表の部

目次

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表	(34)
別表第二 機械及び装置の耐用年数表	(47)
別表第三 無形減価償却資産の耐用年数表	(50)
別表第四 生物の耐用年数表	(51)
別表第五 公害防止用減価償却資産の耐用年数表	(53)
別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表	(53)
別表第七 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表	(54)
別表第八 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表	(57)
別表第九 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表	(59)
別表第十 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表	(62)
別表第十一 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表	(64)
漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う漁業権の耐用年数の経過措置に関する省令	(65)

建物	
<p>著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>金屋造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの</p>
二八	二〇 三〇 三四
三二 三三 三九	三三 三四 三一
二〇	
二五	
一九	

建物	
<p>その他のもの その他のもの</p>	<p>金屋造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限る。)</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>
三二 三一	三〇 二七
二五	二五
一九	一九
二二	二二
一九	一九
二四	二四

建築物	
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び
九	二四 二二 二〇 二七 二七 一七 一九

建築物	
電氣設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの	木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの
一五六	一一 一四〇 七 一一 一五五 一九 二〇 二二 一一 一一